

## ヨベルの年 The Year of Jubilee※

7年ごとの「安息の年」の7回目、すなわち49年目の翌年、50年目を「ヨベルの年」と呼び、その年は解放と自由を象徴する「聖なる年」とされ（レビ 25：12）、全住民に解放を宣言する（レビ 25：10）。ヨベルの年には農作業をせず、畑に自然に生えたものを食べて過ごす（レビ 25：11～12）。この年、角笛（ショファル）を吹き鳴らして、その到来を告げました（レビ 25：9）。

→レビ記 25：8～12

あなたは安息の年を七回、すなわち七年を七度数えなさい。七を七倍した年は四十九年である。9 その年の第七の月の十日の贖罪日に、雄羊の角笛を鳴り響かせる。あなたたちは国中に角笛を吹き鳴らして、



10 この五十年目の年を聖別し、全住民に解放の宣言をする。それが、ヨベルの年である。あなたたちはおのおのその先祖伝来の所有地に

帰り、家族のもとに帰る。11 五十年目はあなたたちのヨベルの年である。種蒔くことも、休憩中の畑に生じた穀物を収穫することも、手入れせずにおいたぶどう畑の実を集めることもしてはならない。12 この年は聖なるヨベルの年だからである。あなたたちは野に生じたものを食物とする。

### 🔵解放と返還の年

#### 1. 人の解放

①身売りした者（→貧困や借金などの理由で自らを労働力として他人に売り渡したイスラエル人）はヨベルの年に無償で解放される（レビ 25：40, 25：54）。

②その子どもたちも解放される（レビ 25：54）。

③身代金による買い戻しも可能だが、その金額は残りの年数に応じて日雇いの労賃で算定される（レビ 25：50～52）。

→レビ記 25：40

雇い人か滞在者として共に住ませ、ヨベルの年まであなたのもとで働かせよ。

→レビ記 25：54

もしその人が身売りしたままで買い戻されなかった場合、ヨベルの年にはその人も、その子供たちも手放される。

→レビ記 25：50～52

その人は自分を買取る人と共に、自分が買われた年からヨベルの年までを数えて、その年数によって自分の価を決める。これから彼のもとで働くはずの期間の労賃を、日雇い労賃の率で算定する。ヨベルの年までの年数が長ければ、その年数に応じて、身売りした金額との差額を、買い戻し金として支払う。もしヨベルの年までの年数が短くても、同様の算定をし、買い戻し金として支払う。

#### 2. 土地の返還

①各人は「先祖伝来の所有地に帰る」（レビ 25：10, 13）。

②ヨベルの年までに土地が売られていても、その年に元の所有者に返還される（レビ 25：27～28, 27：24）。

③畑地として捧げた土地も、ヨベルの年に祭司のものになる（レビ 27：21）か、元の所有者に戻る（レビ 27：24）。

→レビ記 25：10

この五十年目の年を聖別し、全住民に解放の宣言をする。それが、ヨベルの年である。あなたたちはおのおのその先祖伝来の所有地に帰り、家族のもとに帰る。

→レビ記 25：13

ヨベルの年には、おのおのその所有地の返却を受ける。

→レビ記 25 : 27~28

その人は売ってからの年数を数え、次のヨベルの年までに残る年数に従って計算して、買った人に支払えば、自分の所有地の返却を受けることができる。しかし、買い戻す力がないならば、それはヨベルの年まで、買った人の手にあるが、ヨベルの年には手放されるので、その人は自分の所有地の返却を受けることができる。

→レビ記 27 : 21

ヨベルの年が来ると、それは永久に神に奉納された畑と同様に、主に属する聖なるものとなり、先祖伝来の畑として、祭司のものになる。

→レビ記 27 : 24

ヨベルの年が来ると、その畑はこの先祖伝来の畑を売った元の所有者に戻る。

## 🔵不動産に関する規定

### 1. 家屋の場合

❶城壁で囲まれた町の家屋：買い戻し期間は 1 年限定で、それを過ぎると永久に買主のものとなり、ヨベルの年にも返還されない（レビ 25 : 30）。

❷城壁に囲まれていない、村の家屋：畑地と同様に扱われ、ヨベルの年には返還される（レビ 25 : 31）。

→レビ記 25 : 30

もし、それが一年未満に買い戻されなければ、城壁で囲まれた町の中の家屋を買い戻す権利は放棄され、それは買った人とその子孫のものとなり、ヨベルの年になっても手放す必要はない。

→レビ記 25 : 31

しかし、城壁で囲まれていない村の家屋は畑地と見なされるので、買い戻す権利が続き、ヨベルの年には手放されねばならない。

### 2. レビ人の場合

❶レビ人の町にある家屋は、他のレビ人から買い戻せる権利があり、ヨベルの年には必ず返される（レビ 25 : 33）。

→レビ記 25 : 33

レビ人が別のレビ人から家屋を買い戻す場合も、ヨベルの年にはその家を立ち去って、もとのレビ人の所有に戻る。レビ人の町の家屋はイスラエルの人々の中であって、レビ人の所有物だからである。

## 🔵奉納に関する規定（レビ記 27 章）

❶畑を主にささげた場合、その価値はヨベルの年までの年数によって評価される（レビ 27 : 17-18, 27 : 23）。

❷永久に神に属する畑として扱われ、祭司の所有となる（レビ 27 : 21）。

→レビ記 27 : 17~18

その畑をヨベルの年から奉納する場合には、この相当額で確定される。しかし、ヨベルの年以後にそれをささげる場合、祭司は次のヨベルの年までに残る年数によって価を評価し、それに応じて、確定している畑の相当額から差し引く。

→レビ記 27 : 21

ヨベルの年が来ると、それは永久に神に奉納された畑と同様に、主に属する聖なるものとなり、先祖伝来の畑として、祭司のものになる。

## 🔵部族間の嗣業とヨベルの年（民数記 36 : 4）

→民数記 36 : 4

イスラエルの人々にヨベルの年が訪れると、娘たちの嗣業の土地は嫁いだ先の部族の嗣業の土地に加えられ、その娘たちの嗣業の土地はわたしたちの父祖以来の部族の嗣業の土地から削られてしまいます。」

※Jubilee（ジュビリー）は、ヘブライ語の「ヨーベール（יובל / yōvél）」に由来し、「角笛（ショファール）」や「解放の年」という意味。